

連携事業に盛り込まれなかった事業・取組

生活機能の強化

| | 事業内容 | | 検討結果 |
|----|------------------------|---|--|
| 1 | 子育て支援に係る広域保育の推進 | 保育に欠ける児童を居住地の市町村以外の保育所に入所させる。 | 既に広域入所を実施中であり、更なる枠拡大については、旭川市の待機児童の状況を見ながら、継続協議とする。 |
| 2 | 介護施設の広域利用 | 地域密着型サービスを住民票を移さずに利用できるようにする。 | 各法との整合、介護保険料などへの影響など、課題が多いことから、定住自立圏構想の連携事業とはしない。 |
| 3 | し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の更新 | 環境センターの更新 | 現在の施設の改修により対応することとし、定住自立圏構想の連携事業とはしない。 |
| 4 | 企業誘致の促進 | 企業立地促進法による地域の特性を活かした付加価値の高い企業誘致活動の推進 | 基本計画の範囲の変更を伴うことから継続協議とする。 |
| 5 | 特定健康診査の対象病院拡大 | 旭川市内の医療機関でも特定健診を受診できるようにし、国保加入者の利便を図る。 | 連携によるメリットを整理した上で、必要があれば再度協議を行う。 |
| 6 | 障がい程度区分認定審査会の共同設置 | 月1回開催している認定審査会を共同で設置することにより、緊急時にも開催できる仕組みにする。 | 今後、大幅な法律改正が予定されているため、改正内容を踏まえ、改めて協議する。 |
| 7 | 上川中部圏域地域活動支援センターの利用拡大 | 障害者の広域的な地域活動支援センター利用の推進 | 事実誤認により提出されたものであり、取り下げ(身体障害者等も含めてほしいとの提案を受けたが、既に含まれていることが判明したため) |
| 8 | 要保護児童対策地域協議会の共同設置 | 各関係機関が連携し、児童虐待の未然防止や早期発見、迅速かつ的確な対応を図る。 | 相談と対応が一体的に処理されている実態などから、円滑な対応に支障が出るのが予想されるため、連携事業にはなじまない。 |
| 9 | 配偶者等からの暴力被害者支援協議会の共同設置 | 各関係機関が連携を図り、被害者の保護・自立支援を行う。 | 相談と対応が一体的に処理されている実態などから、円滑な対応に支障が出るのが予想されるため、連携事業にはなじまない。 |
| 10 | 北海道医療給付事業の推進 | 重度・ひとり親・乳幼児等医療助成事業の基準統一(事務手数料、助成内容等)を図る。 | 各自治体により助成内容等が異なり、調整には多大な時間を要することから、当面連携事業としては扱わない。 |

結びつきやネットワークの強化

| | 事業内容 | | 検討結果 |
|---|-----------------|-------------------------------|--|
| 1 | 地域公共交通の充実 | 地域公共交通活性化協議会の連携 | 協議会設立・連携に向けた課題整理等を含めて、継続協議とする。 |
| 2 | 危機管理体制ネットワークの強化 | 災害時等の情報共有、避難者の支援、被災者の支援、その他支援 | 平常時における情報共有や研修・訓練等について、定住自立圏構想の連携事業として取り組む。(連携事業No12「消防防災体制の整備」) |
| 3 | シーニックバイウェイの推進 | 気運の醸成、民間団体への理解、説明会の開催、NPOの設立 | 課題等を再整理し、必要に応じて再度協議する。 |

圏域マネジメント能力の強化

| | 事業内容 | | 検討結果 |
|--|------|---|------|
| | — | — | — |